

(5) 都税及び地方譲与税等決算額

ア 都 税

(単位 百万円・%)

区 分	21 年 度			20 年 度			増(△)減 額		
	(A)	構 成 比	伸 び 率	(B)	構 成 比	伸 び 率	(A) - (B)	寄 与 率	
都民税	808 587	18.9	△ 0.9	816 107	15.5	4.9	△ 7 520	0.8	
個人	670 115	15.6	△ 37.3	1 068 015	20.2	△ 8.4	△ 397 900	40.1	
法人	45 684	1.1	△ 20.0	57 109	1.1	△ 9.6	△ 11 425	1.2	
事業税	55 884	1.3	△ 2.7	57 431	1.1	1.5	△ 1 547	0.2	
個人	682 206	15.9	△ 48.0	1 313 157	24.9	△ 9.4	△ 630 950	63.5	
法人	351 671	8.2	6.5	330 218	6.3	△ 5.4	21 453	△ 2.2	
繰入地方消費税	77 780	1.8	△ 5.4	82 187	1.6	△ 14.6	△ 4 407	0.4	
不動産取得税	29 329	0.7	△ 6.0	31 201	0.6	△ 6.0	△ 1 872	0.2	
都たばこ税	712	0.0	△ 6.3	760	0.0	△ 1.1	△ 48	0.0	
自動車取得税	23 174	0.5	皆増	-	-	-	23 174	△ 2.3	
軽油引取税	38 989	0.9	皆増	-	-	-	38 989	△ 3.9	
自動車税	116 149	2.7	△ 2.0	118 565	2.2	△ 2.0	△ 2 416	0.2	
鉦区税	2	0.0	△ 7.5	3	0.0	△ 14.6	△ 0	0.0	
固定資産税	1 069 994	25.0	4.4	1 025 185	19.4	1.7	44 809	△ 4.5	
固定資産税	9 194	0.2	0.2	9 175	0.2	△ 16.9	19	△ 0.0	
交・納付金	1 079 188	25.2	4.3	1 034 360	19.6	1.5	44 828	△ 4.5	
小計	8	0.0	△ 74.4	30	0.0	26.4	△ 22	0.0	
特別土地保有税	7	0.0	△ 6.1	7	0.0	△ 6.2	△ 0	0.0	
狩猟税	96 164	2.2	0.2	95 985	1.8	3.3	179	△ 0.0	
事業所税	204 738	4.8	4.9	195 265	3.7	1.7	9 473	△ 1.0	
都市計画税	1 010	0.0	△ 23.2	1 316	0.0	△ 6.7	△ 306	0.0	
宿泊税	5 324	0.1	△ 93.2	78 405	1.5	△ 12.9	△ 73 081	7.4	
旧法による税	計	4 286 722	100.0	△ 18.8	5 280 119	100.0	△ 4.2	△ 993 398	100.0
法人二税	1 352 321	31.5	△ 43.2	2 381 172	45.1	△ 9.0	△ 1 028 850	103.6	
その他	2 934 401	68.5	1.2	2 898 948	54.9	0.2	35 453	△ 3.6	

(備考)1 自動車取得税及び軽油引取税は、平成21年度税制改正により目的税から普通税に改められ、改正前の目的税分については「旧法による税」として収納することとされた。なお、法定目的税である平成20年度以前の自動車取得税及び軽油引取税についても、「旧法による税」に計上している。

2 旧法による税とは上記1の他、特別地方消費税である。

3 法人二税とは、法人都民税と法人事業税の合算値である。

イ 地方譲与税等

(単位 百万円・%)

区 分	21 年 度 (A)	20 年 度 (B)	増(△)減 額 (A) - (B)	伸 び 率
地方譲与税	964	2 226	△ 1 262	△ 56.7
地方道路譲与税	442	456	△ 15	△ 3.2
石油ガス譲与税	362	377	△ 14	△ 3.8
特別とん譲与税	143	140	2	1.7
航空機燃料譲与税	79 064	-	79 064	皆増
地方法人特別譲与税	1 403	-	1 403	皆増
地方揮発油譲与税	82 378	3 199	79 179	著増
小計	22	22	0	△ 0.9
助成交付金	9 163	9 276	△ 113	△ 1.2
税外収入				

(備考)1 助成交付金は「国有提供施設等所在市町村助成交付金」(米軍や自衛隊が使用している国有提供施設の所在する市町村に対する助成金)等である。

2 税外収入の内訳は、70ページの「Ⅲ 税収入 4 税外収入決算額」参照。

3 地方法人特別譲与税は、平成20年度に創設され、平成21年度から譲与が開始されたものである。

4 地方揮発油譲与税は、平成21年4月の税制改正により地方道路譲与税が使途制限を廃止して改称したものである。